

## 令和6年第5回伊賀市教育委員会 議事日程

令和6年4月24日 10:00～

伊賀市役所 2階 会議室202

・開会宣言（開会あいさつ）

日程第1 議事録署名委員の指定について

日程第2 令和6年第4回伊賀市教育委員会議事録の確認について

日程第3 議案第12号 伊賀市教育委員会教育長所管事務決裁規程の一部改正に係る専決処分の承認について

議案第13号 伊賀市同和奨学金支給選考委員会委員の任命に係る専決処分の承認について

日程第4 議案第14号 史跡伊賀国庁跡保存整備事業指導委員会委員の委嘱に係る専決処分の承認について

議案第15号 市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画策定検討委員会設置要綱の一部改正に係る専決処分の承認について

議案第16号 伊賀市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱に係る専決処分の承認について

日程第5 報告説明事項

① 伊賀市歴史的風致維持向上協議会委員の委嘱について

② その他

議案第 12 号

伊賀市教育委員会教育長所管事務決裁規程の一部改正に係る専決処分の承認について

伊賀市教育委員会教育長所管事務決裁規程（平成 16 年 11 月 1 日教育委員会訓令第 1 号）の一部改正に係る専決処分について、伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき承認を求める。

令和 6 年 4 月 24 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

- 1 改正理由 4 月 1 日からの施行に伴い、所要の改正が必要となったため、専決処分を行ったことに対する承認を求めようとする。
- 2 改正内容 別紙のとおり
- 3 施行期日 令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市教育委員会教育長所管事務決裁規程の一部を改正する訓令

伊賀市教育委員会教育長所管事務決裁規程（平成16年11月1日教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第9号中、「社会教育推進監」を削る。

第3条第2項中、「事項のうち、次に掲げる課の事務分掌に係る」及び

「

社会教育推進監	生涯学習課、伊賀市中央公民館、伊賀市上野図書館、上野図書館分館
---------	---------------------------------

」

を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市教育委員会教育長所管事務決裁規程の一部を改正する訓令新旧対照表

改正後	改正前
<p>○伊賀市教育委員会教育長所管事務決裁規程 平成16年11月1日教育委員会訓令第1号</p>	<p>○伊賀市教育委員会教育長所管事務決裁規程 平成16年11月1日教育委員会訓令第1号</p>
<p>改正</p> <p>平成20年3月31日教委訓令第1号 平成22年3月30日教委訓令第1号 平成24年3月30日教委訓令第2号 平成26年3月27日教委訓令第1号 平成26年4月1日教委訓令第3号 平成29年4月1日教委訓令第4号 平成29年6月1日教委訓令第6号 平成30年4月1日教委訓令第2号 令和3年4月1日教委訓令第2号 令和4年4月1日教委訓令第1号 令和5年4月1日教委訓令第2号 <u>令和6年4月1日教委訓令第 号</u></p>	<p>改正</p> <p>平成20年3月31日教委訓令第1号 平成22年3月30日教委訓令第1号 平成24年3月30日教委訓令第2号 平成26年3月27日教委訓令第1号 平成26年4月1日教委訓令第3号 平成29年4月1日教委訓令第4号 平成29年6月1日教委訓令第6号 平成30年4月1日教委訓令第2号 令和3年4月1日教委訓令第2号 令和4年4月1日教委訓令第1号 令和5年4月1日教委訓令第2号</p>
<p>伊賀市教育委員会教育長所管事務決裁規程 (目的)</p>	<p>伊賀市教育委員会教育長所管事務決裁規程 (目的)</p>
<p>第1条 この規則は、事務遂行の責任体制の確立と事務処理の能率化を図るため、別に定めがあるもののほか、伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成16年伊賀市教委規則第4号）に基づき教育長に委任された事務及び教育長の権限に属する事務の決裁について必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>第1条 この規則は、事務遂行の責任体制の確立と事務処理の能率化を図るため、別に定めがあるもののほか、伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成16年伊賀市教委規則第4号）に基づき教育長に委任された事務及び教育長の権限に属する事務の決裁について必要な事項を定めることを目的とする。</p>
<p>(定義)</p>	<p>(定義)</p>
<p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>
<p>(1) 決裁 事務の処理について、最終的にその意志を決定することをい</p>	<p>(1) 決裁 事務の処理について、最終的にその意志を決定することをい</p>

改正後	改正前
<p>う。</p> <p>(2) 専決 教育長の権限に属する事務のうち、この規程に定められた範囲内で、自己の責任において、常時教育長に代わって決裁を行うことをいう。</p> <p>(3) 専決者 専決を行う権限を有する者をいう。</p> <p>(4) 代決 教育長及び専決者（以下「決裁者」という。）が不在の場合に、下位の職にある者が決裁者に代わって決裁を行うことをいう。</p> <p>(5) 代決者 代決を行う権限を有する者をいう。</p> <p>(6) 不在 出張又は休暇その他の理由により専決者が決裁できない状況にあることをいう。</p> <p>(7) 合議 決裁を受けなければならない事項について、専決者が総合的に判断して的確な意志決定ができるように関係職位と協議し、調整することをいう。</p> <p>(8) 事務局長 伊賀市教育委員会事務局等組織規則（平成16年教育委員会規則第5号。以下「組織規則」という。）第5条第1項に規定する教育委員会事務局事務局長をいう。</p> <p>(9) 事務局次長 組織規則第5条第2項に規定する委員会事務局に置く事務局次長をいう。</p> <p>(10) 課長等 組織規則第5条第1項に規定する課長並びに学校施設室長、伊賀市中央公民館長、伊賀市上野図書館長、上野図書館分館長、給食センター所長、伊賀市教育研究センター所長及び伊賀市青少年センター所長をいう。</p> <p>(11) その他教育機関の長 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第31条に基づき設置された教育機関の長のうち、学校長、幼稚園長及び前号の教育機関の長以外のものをいう。</p> <p>（専決事項）</p>	<p>う。</p> <p>(2) 専決 教育長の権限に属する事務のうち、この規程に定められた範囲内で、自己の責任において、常時教育長に代わって決裁を行うことをいう。</p> <p>(3) 専決者 専決を行う権限を有する者をいう。</p> <p>(4) 代決 教育長及び専決者（以下「決裁者」という。）が不在の場合に、下位の職にある者が決裁者に代わって決裁を行うことをいう。</p> <p>(5) 代決者 代決を行う権限を有する者をいう。</p> <p>(6) 不在 出張又は休暇その他の理由により専決者が決裁できない状況にあることをいう。</p> <p>(7) 合議 決裁を受けなければならない事項について、専決者が総合的に判断して的確な意志決定ができるように関係職位と協議し、調整することをいう。</p> <p>(8) 事務局長 伊賀市教育委員会事務局等組織規則（平成16年教育委員会規則第5号。以下「組織規則」という。）第5条第1項に規定する教育委員会事務局事務局長をいう。</p> <p>(9) 事務局次長 組織規則第5条第2項に規定する委員会事務局に置く事務局次長、<u>社会教育推進監</u>をいう。</p> <p>(10) 課長等 組織規則第5条第1項に規定する課長並びに学校施設室長、伊賀市中央公民館長、伊賀市上野図書館長、上野図書館分館長、給食センター所長、伊賀市教育研究センター所長及び伊賀市青少年センター所長をいう。</p> <p>(11) その他教育機関の長 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第31条に基づき設置された教育機関の長のうち、学校長、幼稚園長及び前号の教育機関の長以外のものをいう。</p> <p>（専決事項）</p>
<p>第3条 事務局長は、伊賀市事務決裁規程（平成16年伊賀市訓令第1号。以下「市決裁規程」という。）別表第1に定める部長決裁区分に掲げる事項</p>	<p>第3条 事務局長は、伊賀市事務決裁規程（平成16年伊賀市訓令第1号。以下「市決裁規程」という。）別表第1に定める部長決裁区分に掲げる事項</p>

改正後	改正前				
<p>を専決する。</p> <p>2 事務局次長は、市決裁規程別表第1に定める次長決裁区分に掲げる事項を専決する。</p>	<p>を専決する。</p> <p>2 事務局次長は、市決裁規程別表第1に定める次長決裁区分に掲げる事項のうち、次に掲げる課の事務分掌に係る事項を専決する。</p>				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">社会教育推進</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">生涯学習課、伊賀市中央公民館、伊賀市上野図書館、</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">監</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">上野図書館分館</td> </tr> </table>	社会教育推進	生涯学習課、伊賀市中央公民館、伊賀市上野図書館、	監	上野図書館分館
社会教育推進	生涯学習課、伊賀市中央公民館、伊賀市上野図書館、				
監	上野図書館分館				
<p>3 課長等は、市決裁規程別表第1に定める課長決裁区分に掲げる事項のほか、別表1に掲げる事項を専決する。</p>	<p>3 課長等は、市決裁規程別表第1に定める課長決裁区分に掲げる事項のほか、別表1に掲げる事項を専決する。</p>				
<p>4 その他教育機関の長の専決事項は、市決裁規程別表第1に定める課長決裁区分に掲げる事項のほか、教育長が別に定める。</p>	<p>4 その他教育機関の長の専決事項は、市決裁規程別表第1に定める課長決裁区分に掲げる事項のほか、教育長が別に定める。</p>				
<p>5 学校長及び幼稚園長の専決事項は、別表2に掲げる事項とする。</p>	<p>5 学校長及び幼稚園長の専決事項は、別表2に掲げる事項とする。</p>				
<p>6 前各項に掲げる事項以外の事項であっても、その内容により専決することが必要であり、かつ、適当であると類推できるものは専決区分に準じて専決することができる。</p>	<p>6 前各項に掲げる事項以外の事項であっても、その内容により専決することが必要であり、かつ、適当であると類推できるものは専決区分に準じて専決することができる。</p>				
<p>(専決の特例)</p>	<p>(専決の特例)</p>				
<p>第4条 この規程に定める専決事項であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、専決者は教育長又は上司の決裁を受けなければならない。</p>	<p>第4条 この規程に定める専決事項であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、専決者は教育長又は上司の決裁を受けなければならない。</p>				
<p>(1) 本市教育行政の基本方針に重大な影響を及ぼすような事項</p> <p>(2) 教育長又は上司の特別の指示により処理する事項</p> <p>(3) 法令の解釈上疑義又は有力な異説のある事項</p> <p>(4) 異例に属し、又は先例となるような事項</p> <p>(5) 将来において義務負担が生じると認められる事項</p> <p>(合議)</p>	<p>(1) 本市教育行政の基本方針に重大な影響を及ぼすような事項</p> <p>(2) 教育長又は上司の特別の指示により処理する事項</p> <p>(3) 法令の解釈上疑義又は有力な異説のある事項</p> <p>(4) 異例に属し、又は先例となるような事項</p> <p>(5) 将来において義務負担が生じると認められる事項</p> <p>(合議)</p>				
<p>第5条 決裁を受けなければならない事項のうち、関係職位と協議し、調整する必要のあるものについては、決裁事項に係る事務を主管する直属上位の職位の決裁を受けた後に関係職位に合議するものとする。</p>	<p>第5条 決裁を受けなければならない事項のうち、関係職位と協議し、調整する必要のあるものについては、決裁事項に係る事務を主管する直属上位の職位の決裁を受けた後に関係職位に合議するものとする。</p>				
<p>(代決)</p>	<p>(代決)</p>				
<p>第6条 教育長が不在のときは、事務局長がその決裁事項を代決することができる。</p>	<p>第6条 教育長が不在のときは、事務局長がその決裁事項を代決することができる。</p>				

改正後	改正前
2 事務局長が不在のときは、その決裁事項に係る事務を主管する事務局次長がその決裁事項を代決することができる。	2 事務局長が不在のときは、その決裁事項に係る事務を主管する事務局次長がその決裁事項を代決することができる。
3 事務局次長が不在のときは、その決裁事項に係る事務を主管する課長等がその決裁事項を代決することができる。	3 事務局次長が不在のときは、その決裁事項に係る事務を主管する課長等がその決裁事項を代決することができる。
4 課長等が不在のときは、その決裁事項に係る事務を主管する係長がその決裁事項を代決することができる。ただし、係長が置かれていない場合はその事務を担当する副参事が、副参事が置かれていない場合はその事務を担当する主幹が、副参事、主幹とも置かれていない場合はその事務を担当する主査が、その決裁事項を代決することができる。	4 課長等が不在のときは、その決裁事項に係る事務を主管する係長がその決裁事項を代決することができる。ただし、係長が置かれていない場合はその事務を担当する副参事が、副参事が置かれていない場合はその事務を担当する主幹が、副参事、主幹とも置かれていない場合はその事務を担当する主査が、その決裁事項を代決することができる。
5 学校長が不在のときは、教頭がその決裁事項を代決することができる。 (代決できる事項)	5 学校長が不在のときは、教頭がその決裁事項を代決することができる。 (代決できる事項)
第7条 代決は、特に至急に処理しなければならない事項に限り行うことができる。ただし、第4条に定める事項については、代決することができない。 (専決者等が不在の場合の代決)	第7条 代決は、特に至急に処理しなければならない事項に限り行うことができる。ただし、第4条に定める事項については、代決することができない。 (専決者等が不在の場合の代決)
第8条 専決者及び代決者がすべて不在の場合又は前条の規定により、代決者が代決することができない場合において、事務処理上緊急やむを得ないときは、専決者の直近上位の職にあるものが決裁を行う。	第8条 専決者及び代決者がすべて不在の場合又は前条の規定により、代決者が代決することができない場合において、事務処理上緊急やむを得ないときは、専決者の直近上位の職にあるものが決裁を行う。
2 前項の場合において、教育総務課長を学校長及び幼稚園長の直近上位の職にあるものとみなす。 (準用)	2 前項の場合において、教育総務課長を学校長及び幼稚園長の直近上位の職にあるものとみなす。 (準用)
第9条 この規程に定めるもののほか、事務の決裁については、市決裁規程を準用する。 附 則 この規則は、平成16年11月1日から施行する。 附 則 (平成20年3月31日教委訓令第1号) この訓令は、平成20年4月1日から施行する。 附 則 (平成22年3月30日教委訓令第1号)	第9条 この規程に定めるもののほか、事務の決裁については、市決裁規程を準用する。 附 則 この規則は、平成16年11月1日から施行する。 附 則 (平成20年3月31日教委訓令第1号) この訓令は、平成20年4月1日から施行する。 附 則 (平成22年3月30日教委訓令第1号)

改正後	改正前								
<p>この訓令は、平成22年4月1日から施行する。  附 則（平成24年3月30日教委訓令第2号）  この訓令は、平成24年4月1日から施行する。  附 則（平成26年3月27日教委訓令第1号）  この訓令は、平成26年4月1日から施行する。  附 則（平成26年4月1日教委訓令第3号）  この訓令は、平成26年4月1日から施行する。  附 則（平成29年4月1日教委訓令第4号）  この訓令は、平成29年4月1日から施行する。  附 則（平成29年6月1日教委訓令第6号）  この訓令は、平成29年6月1日から施行する。  附 則（平成30年4月1日教委訓令第2号）  この訓令は、平成30年4月1日から施行する。  附 則（令和3年4月1日教委訓令第2号）  この訓令は、令和3年4月1日から施行する。  附 則（令和4年4月1日教委訓令第1号）  この訓令は、令和4年4月1日から施行する。  附 則（令和5年4月1日教委訓令第2号）  この訓令は、令和5年4月1日から施行する。  附 則（令和6年4月1日教委訓令第 号）  この訓令は、令和6年4月1日から施行する。</p>	<p>この訓令は、平成22年4月1日から施行する。  附 則（平成24年3月30日教委訓令第2号）  この訓令は、平成24年4月1日から施行する。  附 則（平成26年3月27日教委訓令第1号）  この訓令は、平成26年4月1日から施行する。  附 則（平成26年4月1日教委訓令第3号）  この訓令は、平成26年4月1日から施行する。  附 則（平成29年4月1日教委訓令第4号）  この訓令は、平成29年4月1日から施行する。  附 則（平成29年6月1日教委訓令第6号）  この訓令は、平成29年6月1日から施行する。  附 則（平成30年4月1日教委訓令第2号）  この訓令は、平成30年4月1日から施行する。  附 則（令和3年4月1日教委訓令第2号）  この訓令は、令和3年4月1日から施行する。  附 則（令和4年4月1日教委訓令第1号）  この訓令は、令和4年4月1日から施行する。  附 則（令和5年4月1日教委訓令第2号）  この訓令は、令和5年4月1日から施行する。</p>								
<p>別表第1（第3条関係） 課長等専決事項</p>	<p>別表第1（第3条関係） 課長等専決事項</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="174 1149 398 1197">職</th> <th data-bbox="398 1149 1070 1197">専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="174 1197 398 1425">教育総務課長</td> <td data-bbox="398 1197 1070 1425"> (1) 公印の使用許可に関すること。  (2) 教育委員会の会議にかかる議案等の調整に関すること。  (3) 教育委員会事務局の部課長等の調整会議に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	職	専決事項	教育総務課長	(1) 公印の使用許可に関すること。 (2) 教育委員会の会議にかかる議案等の調整に関すること。 (3) 教育委員会事務局の部課長等の調整会議に関すること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1176 1149 1400 1197">職</th> <th data-bbox="1400 1149 2072 1197">専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1176 1197 1400 1425">教育総務課長</td> <td data-bbox="1400 1197 2072 1425"> (1) 公印の使用許可に関すること。  (2) 教育委員会の会議にかかる議案等の調整に関すること。  (3) 教育委員会事務局の部課長等の調整会議に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	職	専決事項	教育総務課長	(1) 公印の使用許可に関すること。 (2) 教育委員会の会議にかかる議案等の調整に関すること。 (3) 教育委員会事務局の部課長等の調整会議に関すること。
職	専決事項								
教育総務課長	(1) 公印の使用許可に関すること。 (2) 教育委員会の会議にかかる議案等の調整に関すること。 (3) 教育委員会事務局の部課長等の調整会議に関すること。								
職	専決事項								
教育総務課長	(1) 公印の使用許可に関すること。 (2) 教育委員会の会議にかかる議案等の調整に関すること。 (3) 教育委員会事務局の部課長等の調整会議に関すること。								

改正後		改正前	
	(4) 短期任用職員の雇用承認に関する事 (5) 学校用務員等の自家用車公用使用の承認に関する事 (6) 学校における不用備品の処分報告に関する事 (7) 学校における寄附採納の報告に関する事 (8) 文書の收受発送に関する事 (9) 公用車両の管理に関する事 (10) その他課の庶務に関する事		(4) 短期任用職員の雇用承認に関する事 (5) 学校用務員等の自家用車公用使用の承認に関する事 (6) 学校における不用備品の処分報告に関する事 (7) 学校における寄附採納の報告に関する事 (8) 文書の收受発送に関する事 (9) 公用車両の管理に関する事 (10) その他課の庶務に関する事
学校施設室長	(1) 軽易な学校施設の管理に関する事 (2) その他室の庶務に関する事	学校施設室長	(1) 軽易な学校施設の管理に関する事 (2) その他室の庶務に関する事
学校教育課長	(1) 校長、園長の出張、休暇等の軽易な諸届に関する事 (2) 授業日、休業日の振替その他軽易な諸届に関する事 (3) 学齢児童生徒の就学及び転入学に関する事 (4) 学齢簿の編成保管に関する事 (5) 軽易な学校（園）行事、校外活動等に関する事 (6) 教職員の免許の申請に関する事 (7) 学校給食にかかる献立作成に関する事 (8) 給食費の徴収に関する事 (9) 食材の購入及び支出に関する事 (10) 要保護、準要保護児童生徒の認定に関する事 (11) 児童生徒及び教職員の健康診断に関する事	学校教育課長	(1) 校長、園長の出張、休暇等の軽易な諸届に関する事 (2) 授業日、休業日の振替その他軽易な諸届に関する事 (3) 学齢児童生徒の就学及び転入学に関する事 (4) 学齢簿の編成保管に関する事 (5) 軽易な学校（園）行事、校外活動等に関する事 (6) 教職員の免許の申請に関する事 (7) 学校給食にかかる献立作成に関する事 (8) 給食費の徴収に関する事 (9) 食材の購入及び支出に関する事 (10) 要保護、準要保護児童生徒の認定に関する事 (11) 児童生徒及び教職員の健康診断に関する事

改正後		改正前	
	と。 (12) 準教科書、副読本等に関する事 (13) 学校教育にかかる諸調査にかかる事 (14) その他、課の庶務に関する事		と。 (12) 準教科書、副読本等に関する事 (13) 学校教育にかかる諸調査にかかる事 (14) その他、課の庶務に関する事
生涯学習課長	(1) 生涯学習にかかる諸調査に関する事 (2) 定例行事の実施に伴う文書の発送に関する事 (3) 課所管の会議の運営等に関する事 (4) 課所管事業の実施調整に関する事 (5) 人権同和教育事業の実施調整に関する事 (6) 事業等の実施にかかる公民館等との連絡調整に関する事 (7) その他、課の庶務に関する事	生涯学習課長	(1) 生涯学習にかかる諸調査に関する事 (2) 定例行事の実施に伴う文書の発送に関する事 (3) 課所管の会議の運営等に関する事 (4) 課所管事業の実施調整に関する事 (5) 人権同和教育事業の実施調整に関する事 (6) 事業等の実施にかかる公民館等との連絡調整に関する事 (7) その他、課の庶務に関する事
文化財課長	(1) 指定文化財・登録文化財の管理等に関する事 (2) 史跡名勝天然記念物の管理等に関する事 (3) その他、課の庶務に関する事	文化財課長	(1) 指定文化財・登録文化財の管理等に関する事 (2) 史跡名勝天然記念物の管理等に関する事 (3) その他、課の庶務に関する事
中央公民館長	(1) 公民館事業にかかる諸調査に関する事 (2) 定例行事の実施にかかる諸調査に関する事 (3) 館所管の会議の運営等に関する事 (4) 公民館事業の調整に関する事 (5) 公民館施設及び備品の使用許可に関する事 (6) 使用料等の徴収事務に関する事 (7) その他、公民館の庶務に関する事	中央公民館長	(1) 公民館事業にかかる諸調査に関する事 (2) 定例行事の実施にかかる諸調査に関する事 (3) 館所管の会議の運営等に関する事 (4) 公民館事業の調整に関する事 (5) 公民館施設及び備品の使用許可に関する事 (6) 使用料等の徴収事務に関する事 (7) その他、公民館の庶務に関する事
上野図書館長	(1) 入館不適格者の決定に関する事	上野図書館長	(1) 入館不適格者の決定に関する事

改正後		改正前	
上野図書館分館長	<ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 資料及び施設の利用許可及び利用制限に関すること。</li> <li>(3) 館外利用に係る事務に関すること。</li> <li>(4) 資料の複写に係る事務に関すること。</li> <li>(5) 寄贈資料の採納に関すること。</li> <li>(6) 寄託資料の受け入れ、返却等に関すること。</li> <li>(7) 館所管の会議の運営等に関すること。</li> <li>(8) 学校図書館等との連絡に関すること。</li> <li>(9) その他、館の庶務に関すること。</li> </ul>	上野図書館分館長	<ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 資料及び施設の利用許可及び利用制限に関すること。</li> <li>(3) 館外利用に係る事務に関すること。</li> <li>(4) 資料の複写に係る事務に関すること。</li> <li>(5) 寄贈資料の採納に関すること。</li> <li>(6) 寄託資料の受け入れ、返却等に関すること。</li> <li>(7) 館所管の会議の運営等に関すること。</li> <li>(8) 学校図書館等との連絡に関すること。</li> <li>(9) その他、館の庶務に関すること。</li> </ul>
給食センター所長	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) センター所管事務の調査回答に関すること。</li> <li>(2) センター所管の会議の運営等に関すること。</li> <li>(3) センターの施設及び備品の管理に関すること。</li> <li>(4) 給食費の徴収に関すること。</li> <li>(5) 食材の購入及び支出に関すること。</li> <li>(6) 関係団体等との事務調整に関すること。</li> <li>(7) その他、センターの庶務に関すること。</li> </ul>	給食センター所長	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) センター所管事務の調査回答に関すること。</li> <li>(2) センター所管の会議の運営等に関すること。</li> <li>(3) センターの施設及び備品の管理に関すること。</li> <li>(4) 給食費の徴収に関すること。</li> <li>(5) 食材の購入及び支出に関すること。</li> <li>(6) 関係団体等との事務調整に関すること。</li> <li>(7) その他、センターの庶務に関すること。</li> </ul>
教育研究センター所長	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) センター所管事務の調査回答に関すること。</li> <li>(2) 研修計画の調整に関すること。</li> <li>(3) センター所管の会議の運営等に関すること。</li> <li>(4) 適応指導教室の管理運営に関すること。</li> <li>(5) 教育関係団体との事務調整に関すること。</li> <li>(6) センターの施設備品の利用に関すること。</li> <li>(7) その他、センターの庶務に関すること。</li> </ul>	教育研究センター所長	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) センター所管事務の調査回答に関すること。</li> <li>(2) 研修計画の調整に関すること。</li> <li>(3) センター所管の会議の運営等に関すること。</li> <li>(4) 適応指導教室の管理運営に関すること。</li> <li>(5) 教育関係団体との事務調整に関すること。</li> <li>(6) センターの施設備品の利用に関すること。</li> <li>(7) その他、センターの庶務に関すること。</li> </ul>
青少年センター所長	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) センター所管事務の調査回答に関すること。</li> <li>(2) センター事業の調整に関すること。</li> <li>(3) センター所管の会議の運営等に関すること。</li> </ul>	青少年センター所長	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) センター所管事務の調査回答に関すること。</li> <li>(2) センター事業の調整に関すること。</li> <li>(3) センター所管の会議の運営等に関すること。</li> </ul>

改正後		改正前	
	(4) 関係団体との事務調整に関する事 (5) センターの施設備品の管理に関する事 (6) その他、センターの庶務に関する事		(4) 関係団体との事務調整に関する事 (5) センターの施設備品の管理に関する事 (6) その他、センターの庶務に関する事
別表 2 (第 3 条関係) 学校長及び幼稚園長専決事項		別表 2 (第 3 条関係) 学校長及び幼稚園長専決事項	
(1) 当該学校、幼稚園の教育課程の構成及び取扱いに関する事。 (2) 所属教職員の出張、休暇及び欠勤等勤務に関する事。 (3) 所属教職員の短期間の研修及び校外勤務に関する事。 (4) 学校及び幼稚園の施設設備の保全管理に関する事。 (5) 学校及び幼稚園の建物、施設設備及び敷地の一時的な目的外使用に関する事。 (6) 学校配当予算の執行及び支出命令に関する事。ただし、一件10万円を超える備品購入費及び需用費のうち一件10万円を超える修繕料を除く。 (7) 保育料の徴収事務に関する事。 (8) 学校、幼稚園の防災計画及び実施に関する事。 (9) その他、前各号に準ずる軽易な事項に関する事。		(1) 当該学校、幼稚園の教育課程の構成及び取扱いに関する事。 (2) 所属教職員の出張、休暇及び欠勤等勤務に関する事。 (3) 所属教職員の短期間の研修及び校外勤務に関する事。 (4) 学校及び幼稚園の施設設備の保全管理に関する事。 (5) 学校及び幼稚園の建物、施設設備及び敷地の一時的な目的外使用に関する事。 (6) 学校配当予算の執行及び支出命令に関する事。ただし、一件10万円を超える備品購入費及び需用費のうち一件10万円を超える修繕料を除く。 (7) 保育料の徴収事務に関する事。 (8) 学校、幼稚園の防災計画及び実施に関する事。 (9) その他、前各号に準ずる軽易な事項に関する事。	

議案第 13 号

伊賀市同和奨学金支給選考委員会委員の任命に係る専決処分の承認について

伊賀市同和奨学金支給選考委員会委員の 4 月 1 日付人事異動に伴う任命に係る専決処分について、伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき承認を求める。

令和 6 年 4 月 24 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

- 1 専決処分理由 伊賀市同和奨学金支給選考委員会委員の 4 月 1 日付人事異動に伴い、残任期間について委員の任命に係る専決処分をしたことに対する承認を求めようとする。
- 2 任命委員 別紙のとおり
- 3 任命期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日まで

## 伊賀市同和奨学金支給選考委員会委員

### 前委員

	所 属	氏 名	任 期
1	人権生活環境部長	上島 邦彦	令和5年7月1日～ 令和6年6月30日
2	健康福祉部長	谷口 順一	令和5年7月1日～ 令和6年6月30日
3	教育委員会事務局長	滝川 博美	令和5年7月1日～ 令和6年6月30日

### 任命する委員

	所 属	氏 名	任 期
1	人権生活環境部長	瀧口 嘉之	令和6年4月1日～ 令和6年6月30日 (前任者の残任期間)
2	健康福祉部長	濱村 昭	令和6年4月1日～ 令和6年6月30日 (前任者の残任期間)
3	教育委員会事務局長	川部 千佳	令和6年4月1日～ 令和6年6月30日 (前任者の残任期間)

議案第 14 号

史跡伊賀国庁跡保存整備事業指導委員会委員の委嘱に係る専決処分の承認について

史跡伊賀国庁跡保存整備事業指導委員会委員の委嘱に係る専決処分について、伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき承認を求める。

令和 6 年 4 月 24 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

- 1 専決処分理由 委員の任期満了に伴い、速やかに委員会の審議を行うため、委員の委嘱に係る専決処分を行ったことに対する承認を求めようとする。
- 2 委嘱委員 別紙のとおり
3. 委嘱期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

史跡伊賀国庁跡保存整備事業指導委員会委員名簿

条例	氏名	役職等	備考
第3条2項(1)	寺崎 保広	奈良大学名誉教授	再任
第3条2項(1)	小澤 毅	三重大学特任教授	再任
第3条2項(2)	穂積 裕昌	伊賀市文化財保護審議会委員	再任
第3条2項(1)	高橋知奈津	元奈良文化財研究所文化遺産部長	新任
第3条2項(3)	上出 通雄	府中地区住民自治協議会 学習・文化部会長	再任
第3条2項(4)	田中 栄一	坂之下区	再任

委嘱期間:令和6年4月1日~令和8年3月31日

○史跡伊賀国庁跡保存整備事業指導委員会条例

令和2年6月29日条例第19号

史跡伊賀国庁跡保存整備事業指導委員会条例

(設置)

**第1条** 史跡伊賀国庁跡の遺構を顕在化し、次世代に継承していくことを目的とした史跡伊賀国庁跡保存整備活用基本計画に基づき策定した史跡伊賀国庁跡保存整備事業実施設計に係る事業（以下「事業」という。）を実施するに当たり、史跡整備の専門的な指導及び助言を受け、地域の意見を反映させつつ円滑に事業を推進するため、史跡伊賀国庁跡保存整備事業指導委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

**第2条** 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 専門的な知識及び経験による指導及び助言に関する事項
- (2) 地域の意見聴取に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業の実施に関し、伊賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事項

(組織)

**第3条** 委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 伊賀市文化財保護審議会委員
- (3) 府中地区住民自治協議会を代表する者
- (4) 地元住民を代表する者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

**第4条** 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

**第5条** 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

**第6条** 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

**第7条** 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

**第8条** 委員会の庶務は、伊賀市教育委員会事務局文化財課において行う。

(補則)

**第9条** この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この条例の施行後最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第5条本文の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。

(会議の招集の特例)

- 3 この条例の施行後最初に行われる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

(この条例の失効)

- 4 この条例は、事業の実施が終了した日の属する年度の3月31日限り、その効力を失う。

## 議案第 15 号

市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画策定検討委員会設置要綱の一部改正に係る専決処分の承認について

市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画策定検討委員会設置要綱の一部改正に係る専決処分について伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき承認を求める。

令和 6 年 4 月 24 日提出

伊賀市教育委員会 教育長 谷口 修一

### 記

- 1 改正理由 4月1日からの施行に伴い所要の改正が必要となったため専決処分を行ったことに対する承認を求めようとする。
- 2 改正内容 別紙のとおり
- 3 施行期日 令和6年4月1日

市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画策定検討委員会設置要綱の一部を改正する告示

市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画策定検討委員会設置要綱（令和元年9月25日教育委員会告示第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「令和6年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画策定検討委員会設置要綱の一部を改正する告示新旧対照表

改正後	改正前
<p data-bbox="300 336 1043 416">○市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画策定検討 委員会設置条例</p> <p data-bbox="512 432 1043 464">令和元年9月25日教育委員会告示第18号</p> <p data-bbox="237 528 938 560">第5条 委員の任期は、<u>令和7年3月31日</u>までとする。</p> <p data-bbox="237 628 300 660"><u>附則</u></p> <p data-bbox="237 676 826 708"><u>この告示は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1128 336 1872 416">○市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画策定検討 委員会設置要綱</p> <p data-bbox="1341 432 1872 464">令和元年9月25日教育委員会告示第18号</p> <p data-bbox="1066 528 1767 560">第5条 委員の任期は、<u>令和6年3月31日</u>までとする。</p>

市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画策定検討委員会設置要綱

令和元年9月25日教育委員会告示第18号

(設置)

第1条 市指定有形文化財旧上野市庁舎の保存と活用を図り、次世代に継承するための「旧上野市庁舎保存活用計画」を策定するに当たり、学識経験者等から専門的な指導・助言を受けるため、附属機関の設置等に関する条例（平成19年伊賀市条例第31号）第2条の規定に基づき市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画について審議する。

(組織)

第3条 委員会は、6名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから伊賀市教育委員会（以下「教育委員会」）が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) その他教育委員会が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、令和6年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第2項各号に掲げるところにより、その職をもって委嘱された委員の任期は、委員として委嘱を受けるべき職にある期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局文化財課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和元年9月25日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 この告示の施行後最初に行われる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

附 則

この告示は、令和3年1月22日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年12月24日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

改正後

市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画策定検討委員会設置要綱

令和元年9月25日教育委員会告示第18号

(設置)

第1条 市指定有形文化財旧上野市庁舎の保存と活用を図り、次世代に継承するための「旧上野市庁舎保存活用計画」を策定するに当たり、学識経験者等から専門的な指導・助言を受けるため、附属機関の設置等に関する条例（平成19年伊賀市条例第31号）第2条の規定に基づき市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画について審議する。

(組織)

第3条 委員会は、6名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから伊賀市教育委員会（以下「教育委員会」）が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) その他教育委員会が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、令和7年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第2項各号に掲げるところにより、その職をもって委嘱された委員の任期は、委員として委嘱を受けるべき職にある期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局文化財課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和元年9月25日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行後最初に行われる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

附 則

この告示は、令和3年1月22日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年12月24日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 16 号

伊賀市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱に係る専決処分の承認について

伊賀市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱に係る専決処分について、伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき承認を求める。

令和 6 年 4 月 24 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

- 1 専決処分理由 令和 6 年 4 月 1 日付人事異動に伴い、速やかに委員会の審議を行うため、委員の委嘱に係る専決処分を行ったことに対する承認を求めようとする。
- 2 委嘱委員 別紙のとおり
3. 委嘱期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日まで

伊賀市文化財保存活用地域計画協議会委員(任期：R5. 6. 1～R7. 5. 31)

要綱第3条	氏名	所属等	地域	備考
(1) 学識経験者	菅原 洋一	三重大学名誉教授		任期中
(2) 文化財の所有者	長谷 康弘	三重登録文化財友の会会長、伊賀上野観光協会副会長	阿山	任期中
	静永 史範	文化財所有者	伊賀	任期中
	金山 修	青山観光振興会会長	青山	任期中
	中山 和光	文化財所有者	上野	任期中
	岩佐 絹枝	文化財所有者	島ヶ原	任期中
(3) 関係機または団体の代表者等	中浦 順一郎	伊賀上野観光協会事務局長		新任
	尾登 誠	上野商工会議所専務理事		任期中
	服部 保之	(公財)伊賀市文化都市協会参事		任期中
	福田 良彦	伊賀市文化財保護審議会委員		任期中
	峠 美晴	(公財)芭蕉翁顕彰会評議員		任期中
(4) 関係行政機関の職員	伊藤 裕偉	三重県教育委員会事務局社会教育・文化財保護課副参事兼班長		任期中
(5) 教育委員会が必要と認める者	西嶋 克司	大山田郷土の広場代表	大山田	任期中

伊賀市文化財保存活用地域計画協議会設置要綱

(設置)

**第1条** 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第183条の9第1項の規定に基づき、伊賀市文化財保存活用地域計画協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

**第2条** 協議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 伊賀市文化財保存活用地域計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 伊賀市文化財保存活用地域計画の実施に係る連絡調整に関すること。

(組織)

**第3条** 協議会は、15人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから伊賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 文化財の所有者
- (3) 関係機関または関係団体の代表者等
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前条第3号又は第4号に掲げるところにより委嘱された委員の任期は、当該職にある期間とする。
- 3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第5条** 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

**第7条** 協議会の庶務は、伊賀市教育委員会事務局文化財課において行う。

(補則)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 この告示の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる協議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

伊賀市歴史的風致維持向上協議会 委員名簿（敬称略）

第3条第2項関係

	氏 名	職業・所属等	備 考
第1号委員	すがわら よういち 菅原 洋一	三重大学名誉教授	再任
	あきの ぎとし 浅野 聡	國學院大學観光まちづくり学部教授	再任
第2号委員	まついけ りゅうじ 松生 龍治	上野西部地区住民自治協議会会長	再任
	やました いくこ 山下 育子	島ヶ原地域まちづくり協議会広報部会長	新任
	まきの よりやす 牧野 頼悌	阿保地区住民自治協議会会長	再任
第3号委員	たまい としあき 滝井 利彰	伊賀市文化財保護審議会委員(建造物担当)	再任
第4号委員	おの あまこ 小野 明子	三重県土整備部都市政策課課長	再任
	いとう ひろひと 伊藤 裕偉	三重県教育委員会事務局社会教育・文化財保護課副参事	再任
	ほりかわ けいじ 堀川 敬二	伊賀市産業振興部長	新任
	いわの しょうし 岩野 庄司	伊賀市建設部長	新任
	かわべ ちか 川部 千佳	伊賀市教育委員会事務局長	新任
第5号委員	—	—	—

委嘱期間：令和6年4月1日から令和8年3月31日

## ○伊賀市歴史的風致維持向上協議会設置要綱

平成 26 年 10 月 14 日告示第 193 号

### 伊賀市歴史的風致維持向上協議会設置要綱 (設置)

**第 1 条** 地域における歴史的風致の維持向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項の規定に基づき、伊賀市歴史的風致維持向上協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (所掌事務)

**第 2 条** 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第 5 条第 1 項に規定する歴史的風致維持向上計画（以下「計画」という。）の作成及び変更に関する協議を行うこと。
- (2) 法第 5 条第 8 項の認定を受けた計画の円滑な実施に係る連絡調整を行うこと。
- (3) 歴史的風致（法第 1 条に規定する歴史的風致をいう。第 5 号において同じ。）の維持又は向上に資する取組に関すること。
- (4) 計画の推進状況の報告・評価に関すること。
- (5) 歴史的風致の維持又は向上に関し、市長が必要と認める事項

### (組織)

**第 3 条** 協議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民団体の代表者
- (3) 伊賀市文化財保護審議会委員
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

### (任期)

**第 4 条** 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

**第 5 条** 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

**第7条** 協議会の庶務は、伊賀市教育委員会事務局文化財課において処理する。

(その他)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この告示の施行後最初に委嘱され、又は任命される協議会の委員の任期は、第 4 条の規定にかかわらず、平成 28 年 3 月 31 日までとする。

(会議の招集の特例)

- 3 この告示の施行後最初に行われる会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

## 令和6年第5回伊賀市教育委員会定例会議事録

1. 開催日時 : 2024年(令和6年)4月24日(水曜日) 10時
2. 開催場所 : 伊賀市役所 2階 会議室202
3. 出席者 : 谷口教育長、内藤委員、中委員、野口委員、川部事務局長、東事務局次長、森口教育総務課長、西口学校教育課長、笠井文化財課長、川口生涯学習課長兼中央公民館長、小林上野図書館長、一路いがっこ給食センター一夢所長、東構いがっこ給食センター元気所長
4. 傍聴人 : 1人
5. 協議事項 : (議案第12号) 伊賀市教育委員会教育長所管事務決裁規程の一部改正に係る専決処分の承認について  
(議案第13号) 伊賀市同和奨学金支給選考委員会委員の任命に係る専決処分の承認について  
(議案第14号) 史跡伊賀国庁跡保存整備事業指導委員会委員の委嘱に係る専決処分の承認について  
(議案第15号) 市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画策定検討委員会設置要綱の一部改正に係る専決処分の承認について  
(議案第16号) 伊賀市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱に係る専決処分の承認について
6. 報告説明事項 : ①伊賀市歴史的風致維持向上協議会委員の委嘱について  
②その他

閉会 : 10時 30分 署名委員 内藤委員

教育長 皆様方には、お忙しい中ご参集いただきましてありがとうございます。4月になって新しい年度が始まって約1ヶ月が経とうとしています。それぞれの入学式にも行っていただいて、中学校は特に制服が変わったので、その様子も見ていただいたのではないかと思います。教育委員会の中も新たな年度が始まりそれぞれ無事にスタートしている状況です。今日は年度初めということで、いろんな委員の交代とか、慎重なご審議をいただいて、議事進行にご協力いただければと思います。

それでは、これより令和6年第5回伊賀市教育委員会定例会を開催いたします。

本日は、委員の過半数が出席しており会議は成立しております。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりでございますが、このように取り扱うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長

ご異議なしと認めます。

よって、本日の議事日程については、このとおりといたします。

それでは、これより議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指定 内藤委員

教育長

日程第2 令和6年第4回伊賀市教育委員会議事録の確認についてありますが、議事録について、一部訂正などを求めたいといったことがございましたら、ご発言ください。

(なしの声)

教育長

それでは、議事録については、このように取り扱うこととしてよろしいか。

(異議なしの声)

教育長

日程第3 議案第12号 伊賀市教育委員会教育長所管事務決裁規程の一部改正に係る専決処分の承認についてを議題といたします。

本議案につきまして、教育総務課長から説明をお願いします。

(教育総務課長 説明)

教育長

ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

(質疑なし)

教育長

ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。

ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長                   ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。  
議案第 12 号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めま  
す。

(委員の挙手)

教育長                   全員一致でございます。  
よって、議案第 12 号は、承認されました。

続きまして、議案第 13 号 伊賀市同和奨学金支給選考委員会委員の任命  
に係る専決処分の承認についてを議題といたします。  
本議案につきまして、教育総務課長から説明をお願いします。

(教育総務課長 説明)

教育長                   これも 4 月 1 日の人事異動によって変更になったということござい  
ます。ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

(質疑なし)

教育長                   ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。  
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長                   ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 13 号に対し、  
原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長                   全員一致でございます。  
よって、議案第 13 号は、承認されました。

教育長

日程第4 議案第14号 史跡伊賀国庁跡保存整備事業指導委員会委員の委嘱に係る専決処分の承認についてを議題といたします。

本議案につきまして、文化財課長から説明をお願いします。

(文化財課長 説明)

教育長

6名の委員のうち1名が新任の方になっていただいたということでございます。ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

この整備については、今後どういう計画でどこまで続くのか説明いただけますか。

文化財課長

史跡伊賀国庁跡は、平城宮跡のミニチュアのようなイメージです。取得した土地が累積で2万6000平米ほどですが、中心部分の約7700平米について、まずは整備するというので、政治を行っていた主要な建物跡の柱を部分的に復元し、公園のような形で整理をするということで、令和2年から着手しております。

国の方は、なかなか整備事業の予算の確保が厳しくなっており、当初は令和7年で事業を終える予定でいましたが、昨年、大変厳しい予算の査定もございまして計画変更を余儀なくされて、現在のところ令和10年に完成する予定でございます。この6名の指導員の方にご意見あるいはご指導をいただきながら、工事等を進めていきます。

教育長

この新たな方にもご指導をいただくということでございます。他に、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長

ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長

ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第14号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。  
よって、議案第 14 号は、承認されました。

教育長 続きまして 議案第 15 号 市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画策定検討委員会設置要綱の一部改正に係る専決処分の承認についてを議題といたします。

本議案につきまして、文化財課長から説明をお願いします。

(文化財課長 説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。  
1 年延ばしてほぼこれで一旦終わるという予定にしているということですが、どのぐらい集まっていますか。

文化財課長 基本設計のときは、会議を開催してご指導をいただきました。実施設計以降につきましては、委員の先生方に個別に実施設計案をお示しして、電話やメール等でやりとりしてご指導いただいたり、場合によっては現地にお越しただいてご指導いただいたことがございました。

今年度につきましても、設計書には細かすぎて記載のないところなどについて、どうすべきかとか、或いはSPCのほうから示された改修が適切かどうかということについて、基本的には私どもが判断をさせていただくのですが、専門的なことについてわからない部分が多いので、そのあたりについてご助言いただきたいと考えています。

教育長 委員会ということじゃなくて、個別に意見を聞くという状況の方が多いということではよろしいか。

文化財課長 はい。個別にメールや現地に来てもらって、どうすべきか、あるいは適切かどうかを、専門的な部分についてご助言をいただくかたちです。

教育長 一年延ばしてほぼ完成で、個別にこの方々に意見を聞かせていただいて、工事設計、工事とともに文化財としてどうだろうかというのを見ていただくということです。

委員 委員さんは委嘱をさせていただかないといけないと思うのですが、ご承諾をいただいているのでしょうか。

文化財課長 本来は、本議案に合わせて専決をさせていただこうと思ったのですが、1名の委員の方が、教授会の承認がでないということで、それを受けてから改めて議案として上程させていただきたいと思っております。

教育長 他に、ご質疑ございませんか。

委員 学識経験者の方が2名でしたが、3名ということですか。

笠井文化財課長 内容的に非常に工事の改修に係る設計や工事など専門的な見地の会議になりますので、今のところ建築の専門の先生方をお願いしているというところでございます。

委員 わかりました。

教育長 他にありませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。  
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第15号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。  
よって、議案第15号は、承認されました。

教育長 続きまして 議案第16号 伊賀市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱に係る専決処分の承認についてを議題といたします。  
本議案につきまして、文化財課長から説明をお願いします。

(文化財課長 説明)

教育長 観光協会の事務局長が変わって入れ替わったということで、ご質疑ござ

いませんか。

(なしの声)

教育長           ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。  
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長           ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 16 号に対し、  
原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長           全員一致（挙手多数）でございます。  
よって、議案第 16 号は、承認されました。

教育長           日程第 5 報告説明事項に移ります。  
事項①番 伊賀市歴史的風致維持向上協議会委員の委嘱について

教育長           事項②番 その他の項ですが、何かございませんか。以上で、本日の教育  
委員会に付議されました案件は、全て議了いたしました。事務局から連絡  
等ございましたら、お願いします。

連絡：次回・次々回教育委員会等の開催について

教育長           これをもちまして、第 5 回定例会は閉会といたします。  
議事協力どうもありがとうございました。

10 時 25 分 終了

以上会議の顛末を録し個々に署名する

教 育 長

教 育 委 員